

平成 25 年度税制改正(資産税編)

相続税増税？

平成 25 年 1 月 24 日に平成 25 年度税制改正大綱が発表されました。結論を先に申し上げますと相続税は大幅な増税となります。

以前、民主党政権時代に相続税基礎控除の減少や相続税率の構造変更の話がありました。昨年 12 月に自民政権に変わり、富裕層の支持を集める自民党が相続税増税を引き継ぐのか行方が注目されていました。発表された内容は民主党政権時に発表されていた平成 24 年度税制改正大綱をおおむね引き継いだ形となっています。

【相続税】

| 内容 | 影響 |
|-----------------------------------|----------------|
| ①基礎控除が現状の 6 割に減少 | 増税 |
| ②相続税の税率構造の変更 | 一部増税 |
| ③小規模宅地等の特例の適用要件の変更 (240 ㎡→330 ㎡へ) | 減税 (適用要件緩和) |
| ④未成年者控除及び障害者控除の引き上げ | 減税 |

【贈与税】

| 内容 | 影響 |
|---------------------|-------------|
| ⑤贈与税の税率構造の変更 | 一部減税 |
| ⑥教育資金の一括贈与にかかる非課税措置 | 減税 (非課税) |

適用時期は？

上記①から⑤の改正については平成 27 年 1 月 1 日以後に相続または遺贈により取得した財産にかかる相続税に適用されます。

ただし、上記③のうち一部(※)特例の適用要件の変更についてのみ一足早く平成 26 年 1 月 1 日以後に相続または遺贈により取得した財産にかかる相続税から適用されることになっています。

また、上記⑥は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで間に抛出されるものに限り非課税となります。

相続税負担はどのくらい増えるのか？

相続税増税とは言いますが実際どの程度増税となるのでしょうか？純資産(総財産から債務および葬式費用を控除した残額)の段階別に、現行税制における相続税と税制改正大綱における相続税額の比較を下記の通りまとめました。

【前提条件】

- ・父(試算対象者)と母と子供 2 人の 4 人家族
- ・小規模宅地等の特例考慮後の純資産を元に計算
- ・配偶者が相続財産の 50%を相続した場合

| 純資産 | 相続税額 | | 増加額 |
|----------|--------------|--------------|----------|
| | 現行税制 | 税制改正大綱 | |
| 8,000 万円 | 0 万円 | 175 万円 | 175 万円 |
| 1 億円 | 100 万円 | 315 万円 | 215 万円 |
| 3 億円 | 2,300 万円 | 2,860 万円 | 560 万円 |
| 5 億円 | 5,850 万円 | 6,555 万円 | 705 万円 |
| 7 億円 | 9,900 万円 | 1 億 870 万円 | 970 万円 |
| 10 億円 | 1 億 6,650 万円 | 1 億 7,810 万円 | 1,160 万円 |

仮に 5 億円の純資産をお持ちの方の相続税は現行税制と比べおよそ 700 万円の増加となります。

贈与税は緩和へ

祖父母から孫へ、教育資金の一括贈与は非課税措置となります。これまで住宅取得資金の贈与など特定の贈与は要件を満たす場合に限り非課税措置がありました。今回は教育資金にかかる贈与が孫 1 人あたり 1,500 万円まで非課税の対象です。

この非課税措置については『その贈与は教育資金かどうかどのように判断するのか？』や『課税逃れに利用されるのでは？』という指摘もありました。税制改正大綱には次の要件を満たす贈与につき適用することになっています。

- ①教育資金の贈与であること
- ②教育資金非課税申告書(仮称)の提出
- ③教育資金に支払ったことを証する書類の提出

教育資金の贈与を検討している方は他にも要件がありますので注意が必要です。

まず現状把握を

今回発表された税制改正大綱は資産家の方にとって厳しい内容となっています。今後の相続対策を検討する上ではまず現状把握が重要です。相続対策をご検討の方は是非ご相談ください。

(文責：関内事業部 大庭 淳)



※構造上区分のある二世帯住宅の敷地及び老人ホーム入所で居住しなくなった家屋の対象となります。